

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること
------------------	------------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標 X 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 1	国立試験研究機関の体制を整備すること
施策目標 1-1	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること
個別目標 1	各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること
(評価対象事務事業) ・各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備	
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 各国立試験研究機関において策定された機関評価の実施計画に従い、評価委員会を定期的に関催し、評価結果を公表することにより、機関評価の適正かつ効果的な実施を確保することを目的とする。 ※ 国立試験研究機関：国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所及び国立感染症研究所	
2 根拠法令等 ○厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成17年8月25日厚生科学課長決定）	
主管部局・課室	大臣官房厚生科学課
関係部局・課室	—

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	各機関における評価委員会の開催件数(単位:回) (3年間に1回以上/—)	3 【-%】	0 【-%】	1 【-%】	2 【-%】	2 【-%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標1は、各機関(4機関)の評価委員会開催件数の計である。 ・備考：各年度終了後に各機関の実績を調査する。						
【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(厚生労働省ホームページ) <a href="http://mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/i-O4.pdf">http://mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/i-O4.pdf</a>						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H16	H17	H18	H19	H20	
(調査名・資料出所、備考)						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1	各機関における評価委員会の開催 件数(単位:回) (3年間に1回以上/ー) ※施策目標に係る指標1と同じ	3 【-%】	0 【-%】	1 【-%】	2 【-%】	2 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 備考:各年度終了後に各機関の実績を調査する。						
参考統計						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1	評価結果の公表を行った機関数 (単位:機関)	0	2	0	0	2
(調査名・資料出所、備考) 参考統計1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 備考:各年度終了後に各機関の実績を調査する。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備 (各機関における全研究事業)					
平成20年度 予算額等	4,101百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	4,261百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(試験研究機関)					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生科学課 長決定)等に基づき、各機関における活動について、少なくとも3年に1度定期的に評 価を実施し、その評価結果及びそれに対する対処方針等を公表する。						
政府決定・重要施策との関連性						
・科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)において、「研究機関の評価は、 機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う」 こととされている。 ・科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)において、「評価の公正さ、透 明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」こととさ れている。						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移 (補正後) (百万円)	(予算組み 替えのため)	(予算組み 替えのため)	(予算組み 替えのため)	3,927	4,553	

	不明)	不明)	不明)		
予算上事業数等 ・機関数(単位:機関)	4	4	4	4	4
事業実績数等 ・機関数(単位:機関)	4	4	4	4	4
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」において、研究開発機関は、各研究開発機関における科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を3年に1回を目安として実施することとされている。</p> <p>平成20年度に各機関において評価委員会を開催したのは2機関であり、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」が定められた平成14年度以降、すべての機関において2回以上評価委員会を開催しているところである。</p> <p>国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたるものが多いことを考えると、3年程度の間隔を置いて国立試験研究機関の研究目的・目標に即して評価を行うことは効率的であるといえる。</p> <p>機関としての評価の実施については、評価の実施体制(概ね10名程度の当該機関に所属していない専門家により評価委員会を組織)や評価事項(一定のあらかじめ定められた事項の評価を原則としつつ、研究目的・目標に即して評価事項を選定)等に係るルールにのっとり実施していることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施している。</p> <p>さらに各機関の評価結果の公表については、評価の公正性・透明性確保のため必要であり、評価結果のみならず、それに対する対処方針やその後の改善状況等も併せてホームページ等により公表することで、評価を効果的なものに行っている。</p> <p>また、公表の方法としてホームページに掲載することにより、評価結果等の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的である。</p> <p>平成21年度においては、1機関がホームページにより5月に評価結果の公表を行い、最新の評価結果を掲載していなかった1機関も6月に公表を行った。</p> <p>そのため、全機関において、現在、最新の評価結果を公表している。</p> <p>このことより、国立試験研究機関の機関評価については、手法及び頻度において適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。</p> <p>評価結果やその後の改善状況等の公表については、これまでも適切に実施され、今後も適正な評価の実施確保のために重要であり、より効果的・効率的で適切な公表を押し進めていく必要がある。</p>					